

II フランス

1. 国・地方の歳出・歳入構造と債務の状況

【ポイント】

- フランスでは、近年、地方分権の取組みが進められているが、伝統的に中央集権国家であったことを反映し、地方の歳出総額は対GDP比10%程度で推移している。また、税金に関してもそのほとんどを国が占めている。
- また、地方の歳入構造を見ると、歳入全体の約半分を地方税金が占めているが、国からの交付金収入も約3割を占めている。
- 地方の財政状況は比較的安定的に推移しており、ここ数年の財政収支対GDP比は均衡近傍の水準を維持している。この結果、地方の債務残高対GDP比は、ここ数年漸減傾向にある。

(1) 地方の行政構造

2007年1月1日時点において、フランス本国¹にはコルシカ島を含めて22の州(Region)、96の県(Departments)、36,569の市町村(Communes)が地方自治体として存在する。市町村の規模は極めて零細であり、広域行政組織が発達しているが、日本とは異なり地方自治体には含まれていない。州は、州地域整備計画の策定、水路・河港の設置・整備など地方における広域的なインフラ整備といった投資的活動、県は高齢者、児童、最低所得保障であるRMIなどの各種社会福祉関係の給付、医療検診等、市町村は小学校、幼稚園等の設置・管理等の教育・文化行政に関する事、市町村道・上下水道の整備、家庭ごみの処理などを担当している。

フランスでは、2003年に地方分権や地方財政についての規定を設けることを内容とする憲法の改正が行われるなど、近年、地方分権のための取組みが積極的に行われている。一方で、フランスは歴史的な背景²から伝統的に中央集権国家であると言われており、実際、フランスにおける地方の歳出総額は対GDP比10%程度で推移している³。

また、税源についても税金の中央と地方の比率が82:18となっており⁴、国が税源のほとんどを占める形となっている。

¹ 海外領土を含めれば、26の州、100の県、36,783の市町村が存在する。

² 例えば、ナポレオン時代に欧州列強の包囲と干渉を排除するために地理的・文化的多様性の存在する国内において、国家の統一を図り近代化を推進していくため、中央集権体制を強化してきたことなどが指摘されている。

³ 県には2002年からAPA(高齢者自治手当)、2003年からRMI(社会同化最低保障)、2004年からRAM(活動最低扶助)に関する権限移譲があったこと、州には地域鉄道の経営に関する権限が移譲されたことなどから、地方の歳出は大きくなっている。

⁴ Revenue Statistics 2006(OECD)の2004年のデータによる。

(表1) 国と地方の歳出の推移

(億ユーロ)

	2001	2002	2003	2004	2005
国	3,480	3,665	3,768	3,950	4,044
地方	1,446	1,548	1,642	1,781	1,875
地方(対GDP比)	9.7%	10.0%	10.3%	10.7%	11.0%

【出典】National Account vol4 2006

(2) 地方自治体の歳出・歳入構造

地方自治体の歳出・歳入の政府部門別内訳を見ると、歳出・歳入の半分強を市町村、3分の1を県、残りを州が支出する構造となっている。

また、歳出について、主な性質別の構成を見ると、全体の3分の2が経常経費、3分の1が投資的経費となっている。

歳入について見ると、県及び市町村の最大の収入項目は税金であり、歳入全体の約半分を占めている。また、国からの交付金収入は4分の1強を占めている。一方、州における最大の収入項目は交付金収入であり、歳入全体の約半分を占めている。地方債は投資的経費についてのみ起債することができるとされており、平均で歳入全体の1割程度を占めている。

(表2) 州・県・市町村別の歳出(主な性質別)の構成(2004年)

(億ユーロ)

	合計	州	県	市町村
歳出(合計)	1,506	173	518	815
経常経費	1,000	91	374	534
人件費	336	6	61	269
利子	31	3	7	21
移転支出	405	69	252	84
投資的経費	506	82	144	281
債務償還費	115	8	27	81
直接投資	257.04	27.84	68.99	160.21
歳入(合計)	1,508	174	514	820
経常部門収入	1,232	137	451	644
税金	688	53	275	360

直接4税	429	32	158	240
交付金	346	75	117	153
投資部門収入	276	37	63	176
交付金	103	14	22	66
地方債	139	20	35	84

【出典】 Les Collectivités locales en chiffres 2007 (DGCL)

さらに、州・県について、それぞれ歳出の項目別の構成を見ると、州は交通関係の支出が4分の1、教育、職業訓練がそれぞれ5分の1程度を占めている。一方、県の支出の4分の1以上を社会福祉関係の支出が占め、最低生活保障であるRMI（社会同化最低保障）や高齢者介護のための自立支援手当であるAPA（高齢者自助手当）などの支出を含めれば、社会保障関係の支出が半分近くを占める。

（表3）州・県の歳出（主な項目別）の構成比（2006年）

(%)

州	交通	教育	職業訓練	経済活動	国土開発	文化	環境	その他
歳出	25.1	20.1	19.7	8.2	5.9	3.9	2.5	14.4

県	社会福祉	インフラ整備	RMI	教育	APA	交通	環境	安全	文化	その他
歳出	27.0	11.2	11.8	7.5	7.2	4.9	4.1	3.6	3.6	19.0

【出典】 Rapport de l'Observatoire des Finances Locales (DGCL)

（3）地方の財政状況

上記のような歳出・歳入構造を採る中、フランスの地方政府の財政収支（対GDP比）は比較的安定的に推移しており、2000年代前半の世界経済の減速傾向の中にあっても、ここ数年は均衡近傍の水準を維持している。

（表4）国と地方の財政収支の推移

(対GDP比、%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005
財政収支（国）	▲2.1	▲2.1	▲3.1	▲3.6	▲2.6	▲2.6
財政収支（地方）	0.2	0.1	0.1	0.0	▲0.1	▲0.1

【出典】 National Account vol4 2006 (OECD)

(表5) 国と地方の債務残高の推移 (対GDP比)

(%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005
債務残高 (国)	56.3	55.3	57.9	61.8	64.6	66.7
債務残高 (地方)	8.6	8.1	7.7	7.8	7.6	7.6

【出典】 National Account vol4 2006 (OECD)

2. 財政調整制度の仕組み

【ポイント】

- フランスの財政調整制度としては、国から地方向けの交付金の約6割を占める経常費総合交付金 (DGF) を中心に、財源保障的な機能や平衡化機能を持った多様な交付金制度が存在し、そのほとんどが用途の特定されていない一般交付金である。
- 交付金の総額が、地方自治体のニーズ等とは完全に独立した物価上昇率やGDP成長率などのマクロ経済指標に連動して決定される点に特徴があり、このようにして決定された交付金総額を人口・面積といった客観的指標や1人当たり財政力といった指標で財源保障及び格差是正を図りながら地方に分配することになるが、交付金をどのように分配するかという点で、都市と農村、裕福な自治体と貧困な自治体などの間で対立が見られる。
- 地方税率には格差が存在するが、フランス経済財政産業省の担当官によれば、「国としては地方自治の尊重という観点から、特に税率格差については言うことはない。国民負担率のレベルなどを勘案しながら、地方税率の変動率を監視していれば対応できる。」とのことであった。

(1) 地方財政調整システム

フランスでは、地方自治体間の平等を促進するため、地方財政調整制度が設けられている。フランスの財政移転制度は経常・投資部門に分かれ、税制改正などに応じて創設されるなど多様かつ複雑な交付金が存在している。

2004年および2005年に、複雑になりすぎた交付金制度を簡素化し、透明性を向上させるため、各種の地方税廃止補償交付金、職業税平衡化全国基金及び全国平衡化基金の廃止に伴う一部の交付金、州間不均衡是正交付金などを統合するなどの改革を行った結果、経常費総合交付金 (DGF ; Dotation generale de fonctionnement) が地方財政調整制度の主たる役割を担っており、国から地方向けの交付金のうち約6割を占め

ている⁵。また、SNAベースにおける2005年の中央政府の歳出総額は4,044億ユーロであり、2005年のDGF総額（371億ユーロ）の中央政府歳出総額に対する比率は9.2%程度となっている。一方、投資費に対する交付金・補助金は合計の1割強程度である。

なお、フランスでは、用途を限定する特定補助金の割合が少なく、ほとんどが用途を限定しない一般交付金である。これに関し、フランス経済財政産業省の担当官によると、「先般の憲法改正により各自治体の自由裁量が認められており、あくまで地方の支出については各地方自治体の自由裁量によってなされるべきという考え方が貫かれている。国は担税力や公団住宅の数などに従って交付金を配分するのみで、支出内容については口出ししない。これは、フランスの昔からの政治文化である。」とのことであった。

（表6）交付金の種類及び額の推移（当初予算ベース）

（百万ユーロ）

	2005	2006	2007
1. 経常費に対する交付金・補助金	38,348	38,732	40,248
うち経常費総合交付金（DGF）	37,095	38,252	39,322
うち教員特別交付金	165	136	88
うち地方議員交付金	49	61	62
2. 投資費に対する交付金・補助金	6,445	7,311	7,977
うち建設整備費総合交付金（DGE）	872	904	932
うち農村発展交付金	120	124	128
うち付加価値税補償基金 ⁶	3,664	3,710	3,791
3. 権限移譲の財源補償	3,001	3,799	4,089
うち地方分権化一般交付金（DGD）	858	1,032	1,112
うち職業教育訓練交付金	2,053	1,611	1,651
うち中学校・高校施設整備県交付金	921	958	1,001
うちコルシカ地方分権化一般交付金	257	265	271
4. 法定税減免措置	11,379	11,871	12,543
合 計	58,197	60,153	62,279

【出典】 Les Collectivités locales en chiffres 2007 (DGCL)

（注）表中の具体的な交付金名は代表的なものを例示したものであり、上記以外の交付金も存在する。

⁵ 2004年、2005年の改革までは、DGFの国から地方向け交付金に占める割合は3割程度であった。

⁶ 付加価値税補償基金とは、地方自治体が投資支出について付加価値税を負担した場合に、当該付加価値税を地方自治体に還流させるために1975年に設けられた基金への交付金である。

(2) 交付金の総額決定

フランスの交付金総額の決定方法は、マクロ経済指標と連動している点が特徴的である。予算枠内の交付金総額の伸び率とマクロ経済指標を連動させる手法については、1996年予算法により、国と地方の間で向こう3年間（1996年から1998年まで）を対象とする「財政安定協定」が導入され、国から地方への交付金の総額が物価上昇率（たばこを除く。）にリンクさせることになったことに始まる。

これは、マーストリヒト条約が定める一般政府ベースでの財政規律をクリアしなければならない、このためには地方の歳出についても抑制するよう協力を求める必要があったことによるものとされている。

現在では、地方の経常部門勘定に繰り入れられる交付金の総額の伸び率は、物価上昇率（たばこ除く。）に実質GDP成長率50%を乗じた率の和とされており、投資部門勘定に繰り入れられる交付金の総額の伸び率は公的資本形成の伸び率と同率とされている。

(表7) 消費者物価指数（CPI）と実質GDP成長率の推移

(%)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
CPI	1.3	0.7	0.6	1.8	1.8	1.9	2.2	2.3	1.9
実質GDP 成長率	2.1	3.3	3.0	4.0	1.8	1.1	1.1	2.0	1.2

【出典】 Economic Outlook 80 (OECD)

(3) 経常費総合交付金（DGF）

（経常費総合交付金の概要）

経常費総合交付金（DGF）は、用途の限定されない一般交付金であり、元々地方税であったものが国税に統合されていく一方で、それまでの地方の財源を保障するための仕組みが設けられる中、長い期間をかけて交付金化したものである。1979年1月3日法により創設されている。

2004年及び2005年の改革では、職業税補填交付金、州の地方税非課税の補填、国家調整基金、地方分権総合交付金（95%）を経常費用総合交付金（DGF）に統合した結果、前述のとおり、DGFは国から地方向けの交付金のうち約6割を占めており、フランスにおける交付金の中でも主要な地位を占めている。

DGFは、財源保障的な性格を持つ定額交付金や格差是正の性格を持つ平衡化交付

金など複数の交付金に分配され、双方の性格を併せ持っている交付金であると言えるが、地方に交付される D G F 総額の伸び率はマクロ経済指標に連動する形で一律に定められており、『物価上昇率（たばこを除く。）と国内総生産の実質伸び率の 50%の和』とされている⁷。

フランス経済財政産業省の担当官によれば、当該計算式について「地方の収入・支出を見積もる作業は全く行っておらず、地方のニーズとは完全に独立している。国内総生産の実質伸び率の 50%というような割合は政治的に決定されてきている。」とのことであった。

（D G F の配分額及び配分方法）

2004 年及び 2005 年に行われた交付金制度改革に伴い、フランスではカスケードシステムによる交付金の配分システムが導入されている。

カスケードシステムでは、上記のとおり、D G F の総額を「物価上昇率（たばこを除く。）と国内総生産の実質伸び率の 50%の和」というマクロの経済指標等に基づく伸び率により客観的に定めた上で、地方へ配分される交付金は地方財政委員会⁸（C F L : Comité des finances locaux）の決定により、人口などの客観的な数値によって財源保障的な性格を持つ定額部分に配分されるべき額が決定され、残りが格差是正のために配分される形となる。例えば、市町村の場合、定額部分が決められた後、残りの部分を格差是正のための交付金として、都市連帯交付金（D S U : Dotation de solidarité urbaine）、農村連帯交付金（D S R : Dotation de solidarité rurale）などに配分されることになる。

つまり、まず大枠を設定してからそれぞれの部分に配分を決定する方式であり、フランス経済財政産業省の担当官の言葉を借りれば、「いわば、ロシアのマトリョーシカの入れ子人形のような形になっている。」とのことである。

表 8 では、D G F の総額や自治体の種類ごとの配分額及び伸び率を整理している。

（表 8）経常費総合交付金（D G F）の配分額・伸び率

（百万ユーロ）

	2007 年度	対前年比
経常費総合交付金（D G F）の合計 ⁹	39,209	+2.50%
組合費	5	

⁷当該計算式は地方自治法典に規定されている立法行為であり、地方財政委員会の議決対象ではない。

⁸地方財政委員会とは、国会議員 2 名、上院議員 2 名、州議会議長 2 名、県議会議長 4 名、広域行政組織の長 6 名、市町村長 15 名、各省庁代表 11 名から構成され、一定のルールの下での D G F の配分決定、D G F の配分の監督、地方財政の法案等に関する意見表明などの役割を担う組織である。

⁹特別加算等の調整を行う前の合計額であり、表 6 の合計額と若干異なる。

地方財政委員会（CFL）の予算	1	
2006年度のDGFとの調整	2	
経常費総合交付金の地方団体への配分額	39,202	+2.51%
レジオン（州）へのDGF	5,203	+2.51%
定額交付金	5,070	+2.20%
平衡化交付金	133	+15.72%
デパルトマン（県）へのDGF	11,745	+2.51%
補償交付金	2,724	+2.51%
定額交付金（イル・ド・フランス分）	197	
定額交付金（イル・ド・フランス分を除く。）	7,669	+1.48%
都市平衡化交付金（DPU）又は最低経常交付金（DFM）への配分額	1,156	+10.41%
DPU	519	+9.85%
DFM	696	+9.84%
コミューン（市町村）及び広域行政組織へのDGF（イル・ド・フランス分を除く。）	22,329	+2.48%
定額交付金（コミューン）	13,921	+1.42%
整備交付金	8,407	+4.15%
①広域行政組織への交付金	6,232	
うち補償交付金	3,986	+0.88%
うちコミューン間組織への交付金	2,246	+4.78%
②都市連帯交付金（DSU）	1,000	+13.64%
うち本国分	949	+13.64%
③農村連帯交付金（DSR）	650	+13.64%
うち本国分	617	
うち中心街分	244	+20.00%
うち平衡化部分	373	+10.02%
④平衡化全国交付金（DNP）	663	+1.64%
うち本国分	629	+1.64%
（海外の整備交付金の合計）	117	

【出典】CFLホームページ

具体的な配分方法は交付金の配布先（州・県・市町村等）や目的（定額交付部分、平準化部分等）ごとに異なっているが、財源保障的な機能を持つ定額交付金等はマク

口の経済指標と連動し、人口や面積といった客観的な指標により分配されている。一方、格差是正のための平衡化機能を持つ交付金については、財政努力や1人当たり財政力といった指標も含めて配分されている。

これらの配分の結果、2007年度予算におけるDGFの配分は、市町村：40%強、県：30%強、広域行政組織：15%強、州：13%程度となっている。

(表9) 経常費総合交付金(DGF)の配分方法

	配分方法(算式等)
経常費総合交付金(DGF)の合計(①)	・伸び率=物価上昇率(たばこを除く。)+国内総生産の実質伸び率の50%
経常費総合交付金の地方団体への配分総額(②)	
レジオン(州)へのDGF	・伸び率=県に交付されるDGF総額の伸び率(=DGF配分総額の伸び率(②))
定額交付金	・伸び率=DGF総額の伸び率(①)×地方財政委員会(CFL)の定める率(75%~95%の範囲内)
平衡化交付金	・州へのDGF総額と定額交付金の差額 ・各州への配分額は「潜在担税力×0.5+面積当たりの潜在担税力×0.5」により算定。潜在担税力は州の人口、財政努力を指標とする計数
デパルトマン(県)へのDGF	・伸び率=DGF配分総額の伸び率(②)
補償交付金	・伸び率=DGF配分総額の伸び率(②)
定額交付金	・伸び率=DGF総額の伸び率(①)×CFLの定める率
都市平衡化交付金(DPU)	・CFLが課税努力と財政力に応じて配分を決定
最低経常交付金(DFM)	同上
コミューン(市町村)/広域行政組織へのDGF(イル・ド・フランス分を除く)	
定額交付金(市町村)	・伸び率=DGF配分総額の伸び率(②)×CFLの定める率 ・各市町村への配分額は、以下の合計となる。 ①基礎交付金=1人当たりDGF交付金×人口 ②面積比例交付金=市町村面積×3ユーロ(山間部は5ユーロ) ③補足的補償部分=前年度の補足的補償部分×(1+DGF総額の伸び率(①)×25%) ④職業税給与部分補償=前年度の職業税給与部分補償×(1+①×CFLの定める率(最大で50%))
整備交付金	・市町村及び広域行政組織へのDGF総額と定額交付金の差額(総額)
①広域行政組織への交付金	
うち補償交付金	・伸び率=市町村の定額交付金中の職業税給与部分補償の伸び率
うちコミューン間組織への交付金	・大都市共同体を除いて住民1人当たりを基準として交付(組織の種類に応じて異なる) ・大都市共同体へのDGF総額の伸び率=市町村の定

	額交付金の伸び率
(D S U、D S R、D N Pの総額)	・整備交付金と広域行政組織への交付金の差額
②都市連帯交付金 (D S U)	・市町村の1人当たり財政力(標準的な税収と実際の税収の比率)、低所得者向け住宅数、1人当たり税収等に応じて決められる。
③農村連帯交付金 (D S R)	
中心街部分	・人口1万人未満の市町村であること、市町村の財政力が他の1万人未満市町村の2倍より小さいこと、中心部の人口が市町村の人口の15%を占めることを要件に配分
平衡部分	・1ヘクタール当たりの財政力、道路延長、3歳から16歳までの児童数により配分
④平衡化全国交付金 (D N P)	
主要部分	・1人当たり財政力及び1人当たりD G Fにより決定
加算部分	・1人当たりD G F及び職業税の財政力により決定

【出典】財務省財政総合政策研究所「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」より作成。

なお、このようなD G Fの配分に関して、フランス経済財政産業省の担当官によれば、「地方財政委員会¹⁰での主な利害対立として、①都市政策の一環として、大都市や問題を抱える都市に対して是正のための資金を厚く配分するという考え方が取られている中、今後5年間、毎年1億2,000万ユーロを都市部の格差是正に振り分けなくてはならない一方で、農村部に傾きがちな地方財政委員会は農村連帯交付金(D S R)の伸び率は都市連帯交付金(D S U)の伸び率と同じにしなければならないとの決定を行うなど、平衡化部分を都市部と農村部にどのように振り分けるか、といった点や、②裕福な市町村は是正部分の交付金について受け取る権利がない一方で、定額部分は受け取る権利があるため、裕福な市町村と貧しい市町村の間でどの程度を定額部分とし、どの程度を格差是正部分に回すか、といった点がある」とのことであった。

これに対する中期的な展望として、「現行のように、格差是正を可処分残額で措置する方法は不十分であると考えており、制度改革をしたいと考えている。また、現在、市町村に配分しているD G Fを、まずは広域の自治体グループに配分した上で、その後市町村に配分する形にしたい。」との話があった。

(4) その他の交付金

D G F以外の交付金としては、例えば、権限移譲の財源措置に関する経常部門の交付金として地方分権化一般交付金(D G D : Dotation générale de décentralization)がある。2007年度では11億ユーロを計上している。D G Dの総額はD G Fの伸び率と同

¹⁰ まずは、内務省から振り分け案が提示され、その後議論を経て最終的には委員長が採決を要請し、挙手で採決する。フランス経済財政産業省の担当官によれば、「議論がまとまらない場合は単純多数決となることもあるが、大抵の場合は議論の中でコンセンサスが得られ、政府案に対して賛成・反対が決まることとなる。」とのことである。

率で伸びることとされている。

また、1983年の地方分権化改革により導入された投資部門の交付金として建設整備費総合交付金（DGE：Dotation globale d'équipement）がある。2007年度では9億ユーロが計上されており、その総額の伸び率は公共部門の固定資本形成の伸び率とリンクしている。

なお、各交付金の総額の伸び率は以下のとおり。

（表 10）各交付金の総額の伸び率

	総額の伸び率
1. 経常費に対する交付金・補助金	
うち経常費総合交付金（DGF）	物価上昇率（たばこを除く。）＋実質GDP成長率×50%
うち教員特別交付金	DGFと同率
うち地方議員交付金	DGFと同率
2. 投資費に対する交付金・補助金	
うち建設整備費総合交付金（DGE）	公的固定資本形成の伸び率と同率
うち農村発展交付金	DGEと同率
3. 権限移譲の財源補償	
うち地方分権化一般交付金（DGD）	DGFと同率
うち職業教育訓練交付金	DGFと同率
うち中学校・高校施設整備県交付金	DGEと同率
うちコルシカ地方分権化一般交付金	DGFと同率

【出典】財務省総合研究所「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」より作成。

（5）税率格差の状況

前述のとおり、フランスの地方自治体の歳入のおよそ半分を地方税収が占めており、その7割強を地方直接4税と呼ばれる住居税、既建築固定資産税、未建築固定資産税及び職業税が占めている。これらの地方税は市町村、県、州¹¹のそれぞれの税率により課税され、国により一括して徴収される。地方直接4税の税率は、議会の議決を経て自由に定めることができるが、法律に定める制限税率の範囲内であること、一定のルール¹²に基づく変更であることが必要とされている。例えば、制限税率として、職

¹¹ 州の住居税は2000年をもって廃止されている。

¹² 同じ増減率で税率を変動させる方式と税目ごとに変動させる方式があるが、極端な増減等为了避免のため各税目間の増減ルールが設けられている。

業税の税率は前年の全国平均の2倍を超えてはならない、などの基準が設けられている。

(表 11) 地方税の構成 (2005 年)

(億ユーロ)

	市町村・広域行政組織	県	州	合計
直接税	459.8	166.4	39.1	665.3
(直接4税)	363.0	166.4	39.1	568.5
住居税	90.0	42.0	-	13.20
既建築固定資産税	112.0	50.0	14.0	176.0
未建築固定資産税	9.0	0.4	0.1	9.5
職業税	152.0	74.0	25.0	251.0
その他の直接税	96.8	-	-	96.8
間接税	30.0	60.5	16.0	106.5
その他	4.0	4.9	1.6	10.5
合計	493.8	231.8	56.7	782.3

【出典】 Les Collectivités locales en chiffres 2007 (DGCL)

上記のような制限税率や一定の地方税率変更ルールが存在するものの、地方税率の格差の状況を見れば、地方税率のばらつきは大きい。

例えば、州の職業税に関して、ラングドック＝ルシヨン州の4.08%に対して、イル＝ド＝フランス州は1.72%であり、2倍強の格差がある。県の未建築固定資産税率に至っては、ロゼール州が119.29%である一方、最小のアルプ＝マリティーム州は5.11%と20倍以上の格差が見られる。

また、州において1人当たりの税収格差¹³を見ても、最大と最小の州で1.8倍の格差が存在する。

(表 12) 地方税率の格差 (2006 年)

(%)

	最大	最小	倍率	(参考) 平均
州 (既建築固定資産税)	4.99%	1.02%	4.89 倍	2.53%

¹³ 2006年の既建築不動産税と未建築不動産税と職業税の合計を人口で除した値で比較している。なお、職業税の値が不明なコルシカ島は除いている。

州（未建築固定資産税）	13.97%	2.20%	6.35 倍	6.37%
州（職業税）	4.08%	1.72%	2.37 倍	2.68%
県（住居税）	11.41%	2.19%	5.21 倍	7.23%
県（既建築固定資産税）	21.50%	4.60%	4.67 倍	9.70%
県（未建築固定資産税）	119.29%	5.11%	23.34 倍	23.57%
県（職業税）	14.86%	4.53%	3.28 倍	8.24%

【出典】 Les Collectivités locales en chiffres 2007 (DGCL)

一方、このような格差について、フランス経済財政産業省の担当官によれば、「税率格差については、国民に対してあまり情報が公開されていないために、格差に対する納税者の反応は鈍く、大きな議論はなされていない。国としては地方の独立採算や自治の尊重という観点から、特に税率格差については言うことがなく、国民負担率のレベルなどを勘案しながら、地方税率の変動率を監視していれば対応できるという考え方をとっている。」とのことであった。

3. 地方政府の財政規律

【ポイント】

- フランスでは、EUのマーストリヒト基準に基づき、2010年までに一般政府財政収支均衡及び債務残高対GDP比60%以下を達成することを目指しており、国・地方が協力して財政健全化を図ることが求められている。
- 地方債の発行に際して経常部門・資本部門それぞれの収支均衡、投資部門に限定して起債することなどを求めるルールや地方長官等の事後監督体制などにより財政規律の保持が図られており、地方財政は安定的に推移することが見込まれている。
- 一方で、交付金の算定ルールやマーストリヒト基準を守れなかった際のペナルティの責任分担の在り方など、現在でも新たに地方財政規律を担保するための仕組みが模索されている。

(1) 財政健全化目標

フランスでは、EUのマーストリヒト条約により一般政府の財政収支対GDP比を▲3.0%以下に抑えること、一般政府の債務残高対GDP比を60%以内に抑えることが求められており、2010年までに一般政府財政収支均衡及び債務残高対GDP比60%以下を達成することを中期的な財政健全化目標としている。

これらの財政健全化目標を達成するため、フランスにおいても国・地方が協力して財政健全化努力を行うことが求められている。加盟国がEUに提出する安定化計画によれば、フランスにおける地方の財政収支対GDP比は2010年までおおよそ0%の水準で推移することが見込まれている。

(表 13) 財政収支の見通し (対GDP比)

		(%)				
		2006	2007	2008	2009	2010
一般政府	(高位ケース)	▲2.7	▲2.5	▲1.5	▲0.2	0.8
	(低位ケース)	▲2.7	▲2.5	▲1.8	▲0.9	0.0
国	(高位ケース)	▲2.2	▲2.2	▲1.7	▲0.9	▲0.2
	(低位ケース)	▲2.2	▲2.2	▲1.8	▲1.2	▲0.6
地方	(高位ケース)	▲0.1	▲0.1	▲0.1	0.1	0.1
	(低位ケース)	▲1.5	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.1

【出典】安定化計画（2008—2010）等

(注) 高位ケースは成長率を3%、低位ケースは成長率を2.25%とした場合。

(2) 地方の財政規律

フランスでは地方財政に関する規律を担保するため、いくつかのルールが設けられている。

例えば、地方の収入の約1割を占める地方債の発行に関して、①経常部門及び資本部門のそれぞれで収支が均衡していること、②地方債の起債を投資部門に限定し、地方債収入を経常部門に充てないこと、③利払費を経常部門に計上すること、④他の地方自治体からの借入れは原則禁止すること、などの条件が設けられている。

また、フランスでは地方自治体の財政を監督する体制があり、例えば、地方の事後監督を行う地方長官¹⁴は、実質的な収支が不均衡にも拘わらず当初予算が採択された場合に、州会計検査院に当該案件を付託、行政裁判所に予算の無効を訴えることができ、州会計検査院が地方に対して予算均衡化措置を講ずるように求めるが、不十分な場合は地方長官に予算案の決定を要請するなどの仕組みとなっている。

さらに、交付金制度との関連で言えば、フランス経済財政産業省の担当官によれば、「国から地方への交付金の大半を占めるDGFは物価上昇率+GDPの実質伸び率の50%で伸びるが、各地方自治体ではスライドルールを設けており、DGFの総額が減

¹⁴地方長官は、国の代表として警察権その他の権限を行使するとともに、国の地方出先機関を統括し、地方自治行政に対する監視者としての権限（行政裁判所、州会計検査院を通じた事後的な統制）も有している。

るのであれば、それにスライドして地方自治体の支出も減らすこととされている」とのことである。

このような財政規律ルールにより、上記安定化計画で見られるように、地方財政は安定的に推移することが見込まれている。

一方で、フランス経済財政産業省の担当官によれば、「地方の支出の抑制・財政の健全化を行いたいと考えてはいるが、地方自治の原則があるため国の行動は制約される。したがって、地方の支出面ではなく収入面を掌握することで財政健全化を図ることを考えているが、物価上昇率＋GDPの実質伸び率の50%となっているDGFの伸び率の50%という数字を40%、そして33%へとできるようにできる限り引き下げて行きたい。」との話があった。

また、マーストリヒト基準との関係で基準を満たせずペナルティを課される場合について、ドイツではペナルティが課された場合にその負担を国と地方で分担するという原則がある一方で、フランスは国が100%負担する仕組みであることに言及した上で、「ドイツのような国と地方で分担する仕組みを導入したいと考えている」との話があり、現在でも様々な角度から地方財政の健全化についての方策を模索しているようであった。

<参考文献>

- ・山崎榮一（2006）『フランスの憲法改正と地方分権：ジロندانの復権』日本評論社.
- ・栗原毅（2005a）「財政的自律を模索する地方財政 —フランス地方財政の現状—」『PRI Discussion Paper Series』No. 05A-07 財務省財務総合政策研究所.
- ・栗原毅（2005b）『ユーロ時代のフランス経済』清文社.
- ・石田三成（2006）「フランスにおける国と地方の役割分担」『「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」報告書』財務省財務総合政策研究所.
- ・山下茂、前田哲也他『フランスの地方自治』（2002）財団法人自治体国際化協会
- ・フランス経済財政産業省ホームページ.
- ・フランス内務省ホームページ.
- ・フランス地方財政委員会ホームページ.